

「飲食店等と連携した地魚の利用拡大企画実施業務」 企画提案公募実施要領

島根県では、県内に多数存在する特色ある水産物の利用拡大に取り組んでいます。その一環として、県内外の消費者に向けて製品の魅力を伝えるべく、飲食店等で気軽に地魚を食べられる体制を整備し、利用拡大と認知度向上を図ることを目的に、「飲食店等と連携した地魚の利用拡大企画」を行うものです。

本企画は「しまねの魚を食べようキャンペーン」と称し、令和2年度から取組を開始しました。今回は令和6年6月中旬から2ヶ月間程度、「白バイ貝（エッチュウバイ）」のキャンペーンを実施します。過去のキャンペーン内容等の詳細は沿岸漁業振興課ホームページの「水産業の振興」→「水産物の利用拡大と認知度向上について」ページに掲載しています。
[URL : <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/suisangyousei/riyoukakudai.html>]

この業務を民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
飲食店等と連携した地魚の利用拡大企画実施業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和6年10月31日（木）まで
- (3) 業務内容
別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 委託料の上限 4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

2. 応募資格

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - ア 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
 - ウ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- オ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- カ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- キ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ク 島根県税を滞納していない者であること。
- ケ 複数のコンソーシアムの構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員及び単独の法人として重複参加していないこと。
- (3) 委託業務終了までの間、4に記載の担当課との連絡調整が随時行えると判断できること。

3. 募集に関するスケジュール等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に企画提案参加表明書（様式1）を徴収して、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書等の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和6年4月15日（月）～5月14日（火）午後5時 ※企画提案公募実施要領は、4に記載の担当課で配付するほか、ホームページで閲覧、ダウンロードができる。
(2) 事前説明会	開催しない。
(3) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書（様式1）に以下の書類を添えて、令和6年4月24日（水）午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土、日曜日は除く。）とし、郵送の場合は簡易書留とする。 【添付書類】 ア 島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発効後3ヶ月以内のもの、写し可）1部 イ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発効後3ヶ月以内のもの、写し可）1部 ウ 会社の概要がわかるもの（会社案内等）1部 ※コンソーシアムによる参加の場合は、上記の書類について構成員すべての書類およびコンソーシアム協定書の写しを添付すること
(4) 参加資格通知予定日	令和6年4月25日（木）
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問票（様式2）によ

	り、令和6年4月25日（木）午後5時までにメール、郵送又はFAXにより提出すること。 ※企画提案質問票（様式2）によるもの以外（訪問など）は一切受け付けない。
(6) 質疑の回答方法	各参加希望者の質疑を随時、4に記載の担当課ホームページに掲載する。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(7) 質疑の回答予定日	回答は随時行う。なお、令和6年5月2日（木）を目途に全ての回答を行う。
(8) 企画提案書等提出期限	令和6年5月14日（火）午後5時

4. 提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部沿岸漁業振興課 担い手確保・育成係 担当：川瀬 翔馬

TEL：0852-22-6020 FAX：0852-22-6048

E-mail：kawase-shoma@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1) 作成方法	ア 企画提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には、「飲食店等と連携した地魚の利用拡大企画実施業務」と記載し、併せて提案者を記載すること。 イ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。（図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	ア 計4部提出すること。 イ 令和6年5月14日（火）午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付は、午前9時から午後5時（土、日曜日は除く。）までとし、郵送の場合は、簡易書留とする。
(3) その他の書類	ア 見積書（任意様式）を1部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(4) 企画提案等に係る	ア 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加の場合

留意事項	<p>はその法人に対して、コンソーシアムによる参加の場合 は代表法人に対して、1 提案あたり10,000円（消費税等含 む。）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参 加資格がないとした者に対しては支給しない。</p> <p>イ 企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、企画提案 公募参加表明書（様式1）に記載された銀行口座に振り込 む。</p> <p>ウ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容 を変更することがある。</p> <p>エ 提出された書類一式については、返却しない。</p>
------	---

6. 企画提案書等に記述する内容

(1) 企画提案書	<p>企画提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは 以下のとおり。</p> <p>ア 地魚及びキャンペーンの認知度向上に向けて、次の項 目ごとに提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション戦略 (情報発信の手法・イメージ・参加店舗との連携など) ・プロモーション資材 (資材の内容・イメージなど) ・情報収集及びデータ整理手法（アンケート、販売実績等） <p>イ これまでの関連業務の実績</p> <p>ウ 全体の業務に関して、自社ノウハウ等から効率的、効果 的に行う手法がある場合は、それを折り込んだ提案を行 い、その効果を記述すること。仕様書に示した内容以外に 独自に提案できる事項があれば提案すること</p>
(2) 業務全体の実施体 制とスケジュール	<p>ア 本業務を実施するための実施体制について、職名、職員 数、役割分担等を記述すること。</p> <p>イ 業務全体のスケジュールを記述すること。</p>
(3) 見積書	<p>見積書について、それぞれ次の項目について記載するこ と。</p> <p>【記載する項目】</p> <p>ア 既存社員の人件費、広告費、役務費、消耗品費等</p> <p>イ 旅費</p> <p>【想定する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プロモーション資材等の制作 <ul style="list-style-type: none"> ・参画飲食店の写真収集

	<ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション資材の制作 (ポスター100枚、その他販促資材(チラシなど)(参加飲食店50店舗、その他40カ所程度への配布・掲載)、応募券) ○地魚の消費拡大及び消費促進に向けた原魚等の助成 <ul style="list-style-type: none"> ・新規参画飲食店に原魚(白バイ貝)を提供(100,000円程度) ・参画飲食店に「白バイ貝」料理提供に係る経費を助成(1,500,000円程度) ○プロモーション活動 ○プレゼント企画(アンケート付) <ul style="list-style-type: none"> ・抽選で100名に5,000円相当の景品を送付 ○情報収集
--	--

7. 審査方法等

(1) 審査方法	<p>島根県農林水産部沿岸漁業振興課内に審査委員会を設置し、書面審査において次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。</p>
(2) 審査内容 (※主な審査の視点)	<p>ア 関連業務の実績は十分か。</p> <p>イ プロモーション資材・戦略等は効果的なものであるか。</p> <p>ウ 独自提案による付加価値や実行可能性はどれくらいか。</p> <p>エ 業務遂行能力(実施体制、全体スケジュール等)は十分か。</p>
(3) 提案者への採否通知	令和6年5月下旬までに、提案者全員に通知する。

8. 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。

また、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。

(2) 契約金額

採択決定後、受託候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定す

る。

(3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. その他

- (1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、「飲食店等と連携した地魚の利用拡大企画実施業務」企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 企画提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (5) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとする。
- (6) 委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (8) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。